第1号議案

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程及び職員給与規程の変更について

(案)

令和4年度の給与法改正に準じて、別紙のとおり、役員に対する勤勉手当の支給に関する規程及び職員給与規程の変更を行う。

施行日:2023年2月1日

以上

【添付資料】

別紙1:役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

別紙2:職員給与規程 変更案 新旧対照表

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

(別紙)

変更前	変更後
第1条 (略)	第1条 (略)
(勤勉手当の額)第2条 (略)2 (略)別表 勤勉手当の支給割合	(勤勉手当の額)第2条 (略)2 (略)別表 勤勉手当の支給割合
優秀 100分の200以下 100分の108.5以上 良好 100分の95 良好でない 100分の86.5以下	優秀 100分の205以下 100分の110以上 良好 100分の96.5 良好でない100分の88以下
第3条 (略)	第3条 (略)
附則 (略) 附則 (平成27年9月2日) (略) 附則 (平成28年3月23日) (略) 附則 (平成29年2月15日) (略) 附則 (平成30年2月7日) (略) 附則 (2018年12月5日) (略) 附則 (2019年12月4日) (略)	附則 (略) 附則 (平成27年9月2日) (略) 附則 (平成28年3月23日) (略) 附則 (平成29年2月15日) (略) 附則 (平成30年2月7日) (略) 附則 (2018年12月5日) (略) 附則 (2019年12月4日) (略) 附則 (2020年12月2日) (略)
	附則(2023年2月1日) (施行期日) 第1条 この規程は、2023年2月1日から施行し、2022年4月 1日に遡って適用する。

(2022年度の支給額に関する特例)

第2条 2022年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表 (読み替え後)

優秀	100分の200以下、
<u>愛労</u>	100分の108.5以上
<u>良好</u>	100分の95
良好でない	100分の86.5未満

2 2022年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表(読み替え後)

冱壬	100分の210以下、
<u>優秀</u>	100分の112.5以上
<u>良好</u>	100分の99
良好でない	100分の90. 5未満

変更前

第1条~第21条(略)

(勤勉手当)

第22条

(略)

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に それぞれ在職する職員に対して <u>基準日以前6ヶ月以内の期間における</u> そ

<u>の者の勤務成績</u>に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職 又は解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。 ただし、第20条第2項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する(第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する)。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(第4条別表2の適用を受ける職員を除く。)を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

第1条~第21条(略)

(勤勉手当))

第22条

(略)

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に それぞれ在職する職員に対して <u>第3項各号に掲げる区分</u>に応じて支給 す

変 更 後

る。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。

ただし、第20条第2項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する(第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する)。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(第4条別表2の適用を受ける職員を除く。)を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

- 一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をい う。以下同じ。)が特に優秀である職員 100分の <u>115</u>以上100 分の190以下
- 二 直近の評定が優秀である職員 100分の 103.5以上100分の 115未満
- 三 直近の評定が良好である職員 100分の92
- 四 直近の評定が良好でない職員 100分の<u>83.5</u>以下 4 (略)

第23条~第24条(略)

附則(略)

附則(平成27年7月15日)(略)

附則(平成27年9月2日)(略)

附則(平成28年3月23日)(略)

附則(平成29年2月15日)(略)

附則(平成29年3月29日)(略)

附則(平成29年5月12日)(略)

附則(平成30年2月7日)(略)

附則(2019年1月24日)(略)

附則(2020年1月22日)(略)

附則(2021年2月17日)(略)

附則(2021年11月4日)(略)

附則(2022年4月27日)(略)

- 一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をい う。以下同じ。)が特に優秀である職員 100分の <u>119</u>以上100 分の 200以下
- 二 直近の評定が優秀である職員 100分の <u>107.5</u>以上100分の 119未満
- 三 直近の評定が良好である職員 100分の96
- 四 直近の評定が良好でない職員 100分の<u>87.5</u>以下 4(略)

第23条~第24条(略)

附則 (略)

附則(平成27年7月15日)(略)

附則(平成27年9月2日)(略)

附則(平成28年3月23日)(略)

附則(平成29年2月15日)(略)

附則(平成29年3月29日)(略)

附則(平成29年5月12日)(略)

附則(平成30年2月7日)(略)

附則(2019年1月24日)(略)

附則(2020年1月22日)(略)

附則(2021年2月17日)(略)

附則(2021年11月4日)(略)

附則(2022年4月27日)(略)

附則(2023年月日)

(施行期日)

第1条 この規程は、2023年2月1日から施行し、2022年

4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

- 第2条 2022年6月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の 規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用 する。
- <u>一 柱書 「100分の100」とあるのは「100分の95」と読み</u>替える。
- 二 第1号 「100分の119以上100分の200以下」とあるのは「100分の115以上100分の190以下」と読み替える。
- 三 第2号 「100分の107.5以上100分の119未満」とあるのは「100分の103.5以上100分の115未満」と読み替える。
- <u>四 第3号 「100分の96」とあるのは「100分の92」と読み</u>替える。
- 五 第4号 「100分の87.5以下」とあるのは「100分の83. 5以下」と読み替える。
- 2 2022年12月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規 定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。
- <u>一 柱書 「100分の100」とあるのは「100分の105」と読</u>み替える。
- 二 第1号 「100分の119以上100分の200以下」とあるのは「100分の124以上100分の210以下」と読み替える。
- 三 第2号 「100分の107.5以上100分の119未満」とあるのは「100分の112.5以上100分124未満」と読み替える。
- 四 第3号 「100分の96」とあるのは「100分の101」と読 み替える。

別表 1 本給表 (一)

学なっ気	1 √7 7	0.47	O VII	A \$/TL
職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	195, 500 円	231,500円	264, 200 円	300,000円
2	197, 300	233, 100	266, 000	302, 200
3	199, 100	234, 600	267, 800	304, 200
4	200, 900	236, 200	269, 900	306, 100
5	202, 400	237, 600	271,600	308, 400
6	204, 200	239, 300	273, 400	310,600
7	206, 000	240, 800	275, 200	312, 900
8	207, 800	242, 400	277, 200	315, 000
9	209, 400	243, 500	279, 200	317, 100
10	211, 200	245, 000	281, 200	319, 300
11	213, 000	246, 600	283, 100	321, 400
12	214, 800	247, 900	285, 000	323, 300
13	216, 200	249, 400	287, 000	325, 300
14	218, 000	250, 800	288, 900	327, 300
15	219, 700	252, 100	290, 800	329, 300
16	221, 500	253, 500	292, 600	331,000
17	223, 200	255, 000	294, 400	333, 100
18	224, 900	256, 500	296, 400	335, 100

五 第4号 「100分の87.5以下」とあるのは「100分の92.5以下」と読み替える。

別表 1 本給表 (一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	198,500 円	234, 400 円	266,000 円	300,800 円
2	<u>200, 300</u>	<u>236, 000</u>	<u>267, 700</u>	302,600
3	<u>202, 100</u>	<u>237, 500</u>	<u>269, 200</u>	304, 200
4	<u>203, 900</u>	<u>239, 000</u>	<u>271, 000</u>	306, 100
5	<u>205, 400</u>	240, 300	<u>272, 700</u>	308, 400
6	<u>207, 200</u>	241, 900	274, 500	310,600
7	<u>209, 000</u>	243, 400	<u>276, 300</u>	312, 900
8	<u>210, 800</u>	244, 900	<u>278, 300</u>	315, 000
9	<u>212, 400</u>	246,000	<u>280, 200</u>	317, 100
10	<u>214, 200</u>	247, 500	<u>282, 200</u>	319, 300
11	<u>216, 000</u>	249,000	284, 100	321, 400
12	<u>217, 800</u>	<u>250, 300</u>	<u>286, 000</u>	323, 300
13	<u>219, 200</u>	<u>251, 800</u>	<u>287, 900</u>	325, 300
14	<u>221, 000</u>	<u>253, 000</u>	<u>289, 700</u>	327, 300
15	<u>222, 700</u>	<u>254, 300</u>	<u>291, 200</u>	329, 300
16	<u>224, 500</u>	<u>255, 500</u>	292, 600	331,000
17	<u>226, 100</u>	<u>256, 800</u>	294, 400	333, 100
18	<u>227, 800</u>	<u>258, 200</u>	296, 400	335, 100
19	<u>229, 400</u>	<u>259, 600</u>	298, 500	337, 200

19	226, 500	258, 200	298, 500	337, 200
20	228, 100	260, 000	300, 500	338, 600

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表 2~3 (略)

別表 4

脱るの気	勤勉手当			
職務の級	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	1,415 千円	1,308 千円	1, 199 千円	1,089 千円
6 級	1, 743	1, 579	1, 415	1, 254
7級	2, 178	1,960	1, 743	1, 525
8 級	2, 722	2, 449	2, 178	1, 907

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。

別表 5・別表 6 (略)

以上

20 <u>230, 900</u> <u>261, 100</u> 300, 500 338, 600
--

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表 2~3 (略)

別表 4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	1,448 千円	1,339 千円	1,227 千円	1,115千円
6級	<u>1,784</u>	<u>1,616</u>	<u>1, 448</u>	<u>1, 284</u>
7級	<u>2, 229</u>	<u>2, 006</u>	<u>1, 784</u>	<u>1, 561</u>
8級	<u>2, 786</u>	<u>2, 507</u>	2, 229	<u>1, 952</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。

別表 5・別表 6 (略)

以上